

訪問看護の重要事項説明書

利用者様に対する訪問看護等の提供開始にあたり、厚生労働省第37号の第8条に基づいて、事業者が利用者様へ説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

法人名	社会福祉法人 乙羽会
法人の所在地	〒902-0075 那覇市字国場 326
代表者名	理事長 我喜屋 宗重
電話番号	電話 098-851-3380

2. 事業所概要

事業所名称	トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護
事業所の所在地	〒900-0004 那覇市銘苅2丁目4-35 アーバンプラネットビル1階
指定番号	4760190498
電話番号	TEL : 098-975-5621 FAX : 098-975-5622

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

看護が必要な老人及び療養者に対する生活の質の確保（すべての人に緩和ケアの提供）を図ることを重視し、日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周囲からの支援によって住み慣れた地域社会や在宅で療養ができるよう支援していくことを目的とする。

運営方針

- (1) トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたり、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制（令和5年6月1日 現在）

職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1		言語聴覚士	1	
看護師	9				
事務員	1				

5. 営業時間

営業日・営業時間	365日 24時間対応（訪問時間外は電話相談対応） 午前8時30分から午後5時30分 （サービス提供時間は午前9時～午後5時）
----------	---

6. 営業地域

通常の地域	那覇市・浦添市・西原町（その他地域はご相談ください）
-------	----------------------------

（注）上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費扱いになります。

7. 利用料

○利用料として健康保険法等に規定する基本利用料の費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護の料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

1) 利用者の指定口座から、自動振替の場合

利用料は、1カ月単位とし、当該月の利用料は、翌々月26日に利用者が指定する口座から毎月26日に振り替えます。（26日が土・日・休日の場合は、その翌日）

2) 現金支払いの場合

利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収証を発行致します。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日の午後5時までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1000円を請求致します。
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求致します。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません

8. 緊急時などの対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急期間等に連絡致します。

ご家族（代理人）氏名 _____ 続柄 _____

連絡先（昼） _____ （夜） _____

主治医 _____ 医療機関名 _____ 医師名 _____

電話番号 _____

居宅支援事業所 _____ 担当者 _____

電話番号 _____

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行なえない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 訪問看護指示書等に基づき適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情の申し立て

トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護 担当者:宮里 春香	所在地 那覇市銘苅2丁目4-35 アーバンプラネットビル 1階 電話 098-975-5621
-------------------------------------	---

	受付時間 午前9時から17時まで
九州厚生局 沖縄事務所	所在地 900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟 2F 電話 098-833-6006 FAX 098-833-6250 受付時間 午前8時半から17時15分

令和2年8月1日

訪問看護の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書に基づき重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業所

所在地〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目4-35

アーバンプラネットビル1階

トータルサポートの駅 グリーンハウス訪問看護

理事長 我喜屋 宗重 印

(説明者) 氏名 _____

私は、本書面より、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

氏名 _____

家族（代理人）住所 _____

氏名 _____